【　金融・経営一体型の支援現場から「高く売ることのススメ！」】

　こんにちは！　金融・経営一体型事業担当・特別経営指導員の原です。
前号に引き続き、今回は支援現場を通じて私が感じていることをお伝えします。

　はじめに、皆さんの事業環境を大きくとらえてみましょう。大型連休後にコロナ禍の分類が緩和された一方、原材料費やエネルギーコストなどが高騰しています。また、最低賃金の急上昇などにより人件費も増加傾向です。さらに、今年夏以降に「ゼロゼロ融資」の元本返済が始まる事業者が半分近くおられます。
　こうした支出増にもかかわらず、売価に十分転嫁できず、貯金を削ってしのいでいる事業者が多くいます。帝国データバンクの調査では、昨年末の時点で価格転嫁ができている割合は全体で約40%でした。つまり、1品あたりのコストが100円上がっても40円だけ値上げして、差額の60円分を自社が吸収していることを意味しています。その裏には「値上げすると客離れが起きる」という強い恐怖心が推察できます。

　仮に、このまま十分な値上げをせず、いつまで持ちこたえられるでしょうか？　皆さんの商品やサービスには、もっと高くてよい価値があるはずです。高くても売れている事例を1つ紹介しましょう。
　A弁当店は、商品を配達してくれるという便利さと、事業者のお人柄を武器にした売り方が好評です。スーパーやコンビニ等のお弁当と比べて値段は2～3割高いのですが、固定客がどんどん増えています。なかには「もっと高くてもいいのでは？」と応援するお客様もいます。A店の競合相手は、今やスーパーやコンビニの次元ではなく、生活関連サービス業者であり、カウンセラーやエンターテイナーなど「人そのもの」です。

　ここで、最近の主な支援策を紹介しますので、ご活用を是非検討願います。

①　<u>ゼロゼロ融資の借換えに使える「コロナ借換保証制度」</u>

　金融機関の伴走支援が条件となる「伴走支援型経営改善おうえん資金」制度を応用した施策。書類作成の手間や保証料負担は発生しますが、条件変更や返済猶予を安易に依頼するより効果的です。裏面にある関連制度も併せて検討・活用してみましょう。

②　<u>「賃上げ枠」で持続化補助金等を申請</u>

　補助額・率が高い「賃上げ枠」での申請。例えば、持続化補助金では通常上限50万円ですが、賃上げ枠では上限200万円までアップします。赤字事業者であれば補助率が通常の2/3から3/4に引き上げられ、審査の加点項目にも使えます。

③　<u>賃上げ支援の「業務改善助成金」や「働き方改革推進支援助成金」の活用</u>

　生産性を向上させる設備投資や、働きやすい労働環境の整備を行い、最低賃金を引き上げる事業者を応援。賃上げ対象人数や賃上げ幅によって、上限額が細かく分かれています。

　今回、会員の皆さまにお伝えしたいことは「ご自身の商品やサービスにはもっと高く売れる価値がある」ことです。精魂込めた商品やサービスをさらに磨き上げ、自信ある価格で堂々と販売し、この先にある「明るい未来」へ突き進む会員事業者様を、心から応援いたします！

【 原 】

令和５年４月１日
京都府・京都市

伴走支援型経営改善おうえん資金

コロナ禍の影響により積み上がった債務の借換需要並びに事業好転の契機となり得る前向きな取組に対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図ります。

融資対象となる方	◆　京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている方で、以下のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 ⑴　セーフティネット保証４号に係る市町村長の認定を受けた方 ⑵　セーフティネット保証５号に係る市町村長の認定を受けた方 ⑶　以下のいずれかに該当する方 ア　最近１箇月間の売上高が前年同月比で５％以上減少している方 イ　売上高総利益率又は売上高営業利益率（以下「利益率」という。）について、以下のいずれかの要件を満たす方 (ｱ)　最近１箇月間の利益率が前年同月の利益率と比較して 5%以上減少していること (ｲ)　最近１箇月間の利益率が直近決算の利益率と比較して 5%以上減少していること (ｳ)　直近決算の利益率が直近決算前期の利益率と比較して 5%以上減少していること **《中小企業者》** ◎　法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎　個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 **《組　　合》** 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 **《特定非営利活動法人》** 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※　京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の遅延の場合は、この限りでない。
資金使途 融資期間等	◆　資金使途：運転資金、設備資金 ◆　融資期間：１０年以内（必要に応じ、５年以内の据置可） ◆　返済方法：元金均等月賦返済（融資期間が１年以内の場合に限り、一括返済可）
融資利率 及び 信用保証料率 （国補助後）	◆　融資利率：融資対象⑴～⑶共通　　年１．１％（固定金利） ◆　保証料率：融資対象⑴及び⑵の方　年０．２％ 融資対象⑶の方　　年０．２～１．１５％ ※　条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
融資限度額	◆　１億円 （一般保証枠・セーフティネット保証枠とも、無担保の限度額は８，０００万円）
担保・保証人	◆　保証協会の信用保証が必要 ◆　連帯保証人は、必要に応じて徴求する （ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない） 代表者についても一定要件（①法人・個人分離、②資産超過であること）を満たせば不要
受付機関	京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱ＵＦＪ銀行、商工組合中央金庫
実施期間	◆　令和３年４月１日～令和６年３月３１日保証申込受付分

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。